

令和8年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務に関する一般競争入札について

令和8年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務に関する契約を一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月12日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務
- (2) 業務内容 契約書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 広告代理店として、過去2年以内に本入札と同等の広告代理業務を契約し誠実に履行した実績があること。
- (2) 営業年数が、令和8年4月1日現在において3年以上であること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と関係を有している者

4 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により、(4)イに掲げる場所へ提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- イ 前述 2(1)の業務実績(第2号様式)
- ウ 同種・同規模契約の履行実績が分かる契約書(写し)

エ 登記簿謄本

オ 業務内容がわかる会社概要等

カ 誓約書(第3号様式)

- (3) 申請書等の入手方法

申請書等の諸様式は、次のとおり配布する。なお、郵送による申請書等の配布は行わない。

ア 期間 この公告の日から令和8年3月24日(火曜日)まで

イ 場所 沖縄県ホームページ(ページ番号:1033866)

※トップページ > 産業・しごと > 入札・契約 > 公募・入札 > 広報・広告・イベント >
令和8年度実施業務(広報・広告・イベント)

- (4) 申請書等の提出期限、提出場所等

ア 期間 (3)アに同じ。

イ 場所 沖縄県知事公室広報課広報広聴班(県庁5階)

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号:098-866-2020

ウ 提出部数 1部とする。 ※提出にあたり、メール又は電話により連絡すること。

E-mail:kouhou@pref.okinawa.lg.jp

- (5) 一般競争入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格確認通知書を令和8年3月26日(木曜日)に申請者へ通知する。

5 入札説明書等の配布

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、入札説明会は行わない。

- (1) 期間 4(4)アに同じ。
- (2) 場所 4(4)イに同じ。

6 入札書の提出期限、提出場所及び注意事項

- (1) 日時 令和8年3月31日(火曜日)
- (2) 場所 4(4)イに同じ。
- (3) 注意事項 別添入札説明書を参照。

7 開札

- (1) 日時 令和8年4月1日(水曜日)午前 10 時
- (2) 場所 県庁5階沖縄県知事公室広報課

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金若しくはこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

9 入札保証金の納付期限

令和8年3月25日(水曜日)正午

10 その他

- (1) 当該入札に係る公告は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる業務である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (3) この公告に関する問合せは、沖縄県知事公室広報課広報広聴班
(〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2020)に行うこと。